

高等学校等における海外留学に関する 危機管理ガイドライン

令和5年6月

文部科学省総合教育政策局

「高等学校等における海外留学に関する危機
管理ガイドライン」の策定に関する検討会

高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン

目 次

本 編

はじめに（本ガイドラインの目的）	P. 1
------------------	------

学校／教育委員会等向け

1. 学校の危機管理マニュアルにおける海外留学の考え方	P. 2
2. 事前の危機管理	P. 3
(1) 各教育委員会等の役割	P. 3
(2) 学校における体制整備	P. 3
(3) 危険な場所、場面の点検	P. 8
(4) 海外留学における危機の未然防止対策	P. 9
(5) 教職員研修	P. 12
(6) 安全教育	P. 12
(7) 海外旅行保険	P. 13
3. 海外留学中の危機管理	P. 15
4. 事故等発生後の危機管理	P. 17
(1) 生徒の心のケア	P. 17
(2) 保護者の心のケア	P. 17
(3) 教職員の心のケア	P. 18
(4) 海外における心のケア	P. 18
(5) 報道機関への対応	P. 18
(6) 調査・検証・報告・再発防止等	P. 19

生徒／保護者向け

1. 危機管理の基本的な考え方	P. 21
(1) 「自分の身は自分で守る」という基本原則	P. 21
(2) 「自分の身は自分で守る」ための心構え	P. 21
2. 海外留学前に準備しておくべき事項	P. 23
(1) 機器等に関する情報収集のためのツール・活用方法	P. 23
(2) 海外留学中の連絡先等の登録	P. 23
3. 事故等に巻き込まれた場合の対応	P. 24
4. 健康管理	P. 24
(1) 健康管理	P. 24
(2) 感染症対策	P. 26

参考資料編

1. トラブル等の事例と対策 P. 28
2. 学校等が確認しておくべきチェックリスト P. 33
3. 生徒自身が確認しておくべきチェックリスト P. 35

その他

- 「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」の策定に関する検討会設置要綱 P. 36

はじめに（本ガイドラインの目的）

グローバルに活躍する人材育成の観点から、海外留学の重要性が高まっており、文部科学省は高等学校段階からの海外経験・留学支援に係る取組を推進しています。

新型コロナウイルスの感染が確認されて以降、海外留学生数は激減していましたが、海外留学も回復の傾向が見られるとともに、2033年までの高校段階の留学者数を12万人とする政府目標が示されるなど、以後増えていくことが予想されます。

高校生の留学は、異文化理解に極めて大きな意義を有するとともに、様々な経験ができるかけがえのないものであり、積極的に試みるのが重要ですが、留学先での安全確保の観点から、危機管理対応についてしっかり準備をして取り組むことが必要です。

生徒が日本を離れ、海外で生活する上では、事故、怪我、疾病、盗難、自然災害などの様々なリスク（以下「事故等」）が存在し、また、昨今の治安情勢や新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大などの状況を踏まえると、危機事象を予見して回避することがより難しい状況にあります。

多様な危機事象が発生しうる状況が考えられる中、改めて、渡航する生徒が事前に十分な安全管理の意識をもって留学することが重要であり、学校において、留学前に安全への意識啓発や危機管理体制の整備など、事故等に関する未然防止の取組を十分行うことが必要です。

海外留学においては、学校や地方公共団体等が主体となっていく場合のほか、留学関係団体・旅行業者が主体となっていく留学、個人が主体的に行う留学など、様々な形がありますが、本ガイドラインは主に、学校や地方公共団体等が主体となっていく場合を中心に記載しました。

また、本ガイドラインは海外留学を中心に記載していますが、研修旅行や修学旅行等、学校の教育活動の一環として渡航する場合も参考としていただけます。

既存の危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」）において海外留学に関する事項の見直しや充実、体制整備、事故等発生防止などに適切に取り組む上で、参考となる情報などをまとめていますので、各学校において、海外留学の観点で、危機管理マニュアルの見直しを行う際に活用することはもちろんのこと、各学校設置者等が学校の海外留学における危機管理の内容を確認し、改善に向けた指導・助言等を行う際に活用していただければ幸いです。

※本ガイドラインにおける「学校」とは主に、国公立の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校高等課程を想定しています。公立学校以外の学校においては、「教育委員会」を適宜各法人の事務局等と読み替え、活用ください。

- 「(海外) 留学」・・・外国における正規の高等学校等の後期中等教育機関に在籍し、その学校等の授業を受けるもの
- 「研修旅行」・・・主として語学等の研修や国際交流を目的として外国の学校等で学習すること（ボランティアやインターンシップ、海外での調査等課題解決型学習も含む）
- 「修学旅行」・・・学校の教育課程上、特別活動の中の学校行事に位置づけられるもの

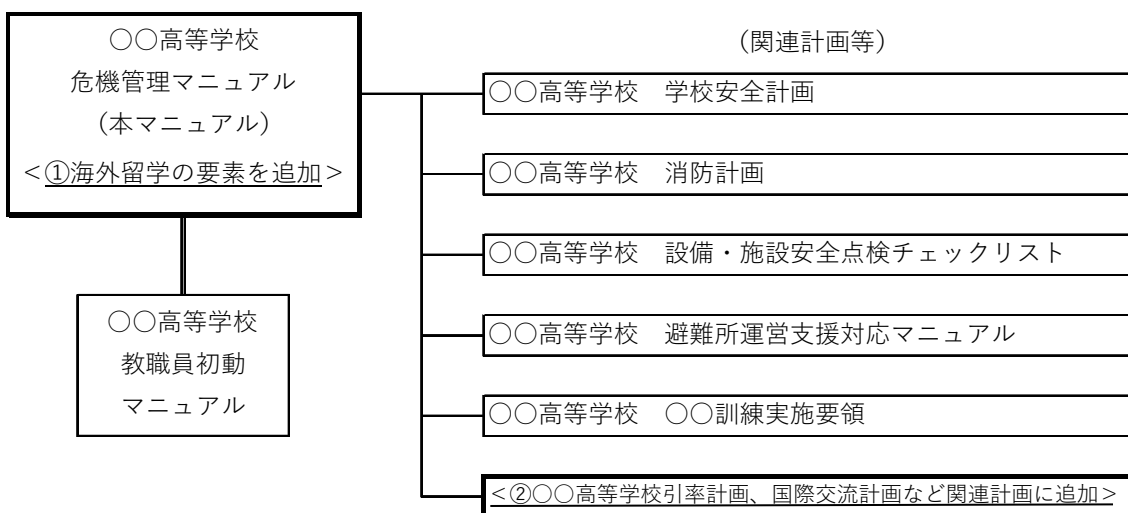
学校／教育委員会等向け

1. 学校の危機管理マニュアルにおける海外留学の考え方

学校保健安全法第 29 条第 1 項では、学校において危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成すること及びこれを教職員に周知することなどが義務付けられています。¹ こうした既に整備されている危機管理マニュアルをできるだけ活用しながら、海外留学の視点を加えてアレンジしていくことも重要です。

例えば、①危機管理マニュアル本体に海外留学の要素を新たに加えるほか、②関連計画等に位置づける方法もあります。学校の実情に応じて、対応を進めてください。

【例】



危機管理マニュアルは、様々な事態の発生を想定してその対応等を定めるものですが、危機管理の三つの段階（事前・発生時・事後）に応じて対応が必要な事項を具体的に検討の上、作成するものです。

海外留学における危機管理についても、事前・海外留学中・事故等発生後の点から対応することが必要と考え、その視点に沿って整理を行っています。

※本ガイドラインにおいて、「危機管理マニュアルに記載する」等としているものについては、適宜、学校の実情に応じて関連計画等と読み替え、対応してください。

¹ 学校保健安全法第 29 条第 1 項については、P.19 参照。

2. 事前の危機管理

(1) 各教育委員会等の役割

各都道府県・指定都市教育委員会、各都道府県私立学校主管課、附属学校を置く各国立大学法人、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体（以下「各教育委員会等」）には、テロや天災等が発生した場合に、速やかに生徒の安全確保支援に対応できるよう、海外に渡航中又はこれから渡航を予定している生徒の把握並びに当該生徒の渡航日程及び渡航中の連絡先等の確認をお願いしています²。

各学校の危機管理体制や安全確保の対策等について、定期的の実態を把握し、指導・助言を行うなど、各教育委員会等が積極的に関係部局や関係機関等と連携を図り、学校を支援することが大切です。

(2) 学校における体制整備

① 平常時の危機管理体制

生徒の安全確保のためには、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員の役割の明確化や、その者に対する研修等の充実など、教職員全体で学校安全に取り組む組織づくりを進めることが必要です。このため、危機管理マニュアルには、危機管理に応じた体制を整備しておくことが必要とされています。

例えば、校内安全委員会等の校内組織体制を構築し、具体的な役割分担を記載する際、海外留学における危機管理についても、体制の中に位置づけ、職員会議、学年会、校内研修会等あらゆる場と機会を活用して、意識的に話し合いが進められるようにすることが大切です。

² 文部科学省「海外渡航時の安全確保に関する緊急連絡体制等への協力依頼」（平成27年12月18日付け事務連絡）

【例】

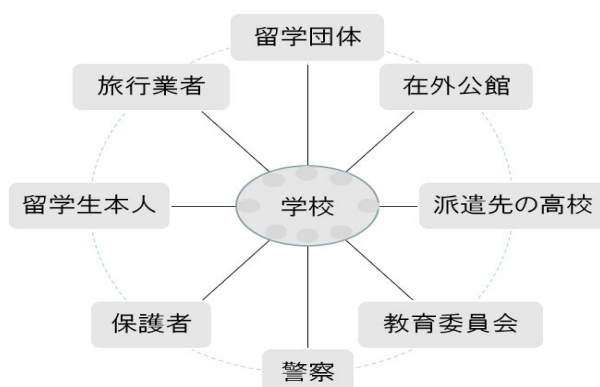
平常時の危機管理体制～校内安全委員会～



※「事故・災害対策本部設置時の班体制」については、P5 以降に記載する事故等対策本部における業務内容（例）を参考に対応してください。

なお、海外留学を実施する際は、留学関係団体や旅行業者等と連携して実施する場合も多く、留学中の危機管理を行う上でもこのような団体や国の機関との連携を円滑に行い、綿密な情報共有をしていくことが重要です。例えば、校内安全委員会や、学校内の校務分掌において、連携を行う担当者を明確に位置づけ、円滑な連携体制を構築することも必要です。

【例】円滑な連携体制（イメージ図）



②非常参集体制の整備

夜間休日等の勤務時間外であっても、生徒の安否確認などを的確に行うため、事故等の危機事態の大きさに応じて教職員が非常参集する場合があります。このため、危機事態の種類に応じて、段階的な基準を設定し、校長等管理職と一般の教職員のうち誰がどの段階で参集するかについて、危機管理マニュアルに記載することが必要です。

< 勘案すべき記載のポイント（例） >

- 事故等の種別・段階（レベル）別の非常参集基準、参集者
- 参集できない場合の対応
- 携行品

③事故等対策本部体制の整備

事故等が発生した際には、全教職員が連携・役割分担して、各種対応に当たる必要があります。安否確認・保護者への連絡などの具体的な事故等の対応に当たる役割に加えて、例えば、以下の役割が考えられます。

- ・ 必要な情報を収集・時系列による記録・整理を行う（情報収集・分析機能）
- ・ 得られた情報を基に状況判断・意思決定を行う（指揮統制機能）
- ・ 関係機関等との連絡・調整を行う（連絡調整機能）
- ・ 報道機関などに対応する（広報渉外機能） など

特に、海外で生徒が事故等に巻き込まれた場合は、日本国内における同様のケースと比べて、情報収集が困難である等の事情があることを踏まえて、国内外の情報収集手段の確保や情報共有体制等を事前に整備することが必要です。

留学中に想定される危機事象は、テロ、紛争、災害、感染症等、影響が広範囲に及ぶものから、交通事故、窃盗及びハラスメント等、生徒自身に関わるもの、更に生徒本人による現地法令違反まで多様であることに留意して、それぞれに対応できるような危機管理体制の整備が必要です。

危機発生時の対策本部について、海外留学においても、各種事故等で一般に必要と考えられる下記の業務内容を参考に、起こり得る事故等の想定や自校の状況に合った組織体制を定めて、危機管理マニュアルに記載しましょう。

なお、対策本部の具体的な設置場所や電話番号、役割なども事前に想定して記載することで、より具体的な対応策を考えていくことができます。

＜学校の事故等対策本部における業務内容（例）＞

- 全体統括（本部長・副本部長）
- 生徒・教職員の安否確認
- 事故等情報の収集・集約
- 保護者（当該生徒保護者・当該生徒以外の生徒の保護者）への連絡
- 関係各所（主に学校の設置者）への状況報告・連携
- 記録の作成・保存
- 外部からの問い合わせ（報道等）への対応
- 当該生徒、当該生徒以外の生徒のケア 等

④生徒・関係機関等との連絡体制

海外留学において、渡航前に十分な情報収集を行った上で留学計画を立てた場合であっても、渡航後に現地の治安情勢等が大きく変化することは十分に考えられます。こうした状況に備え、留学中は常に所在を明らかにしておかなければならないという認識を生徒にもたせておくことが必要です。併せて、生徒自身の連絡先が変更になった場合や留学中に当初予定していなかった国や地域に行く場合には、学校や保護者等に変更の連絡を入れるよう事前に指導することが必要です。

このため、渡航先での生徒自身との連絡方法の確保のほか、保護者・教職員・関係機関等との緊急連絡体制を構築し、危機管理マニュアルに記載しましょう。

その際、一つの手段ではなく複数の多様な連絡手段を具体的に決めておきましょう。インターネットは災害等に比較的強いとされていますので、携帯電話・スマートフォンによるメールや SNS などの活用も含め、様々な手段を検討します。また、学校からの情報伝達だけでなく、保護者から学校への連絡も含めた双方向のやり取りができるよう、準備しておくことが大切ですので、その方法も具体的に示しておきましょう。

例えば緊急連絡体制について、次の連絡先の記載が考えられます。

<事前に確認が必要な連絡先（例）>

(1) 学校連絡先

(ア) 住所、電話番号、メールアドレス

(イ) 留守校の連絡責任者氏名及び夜間連絡先（自宅又は携帯番号）、
メールアドレス

(2) 旅行会社及び現地エージェント連絡先

(ア) 住所、電話番号、夜間連絡先、メールアドレス

(イ) 旅行中の担当者氏名、メールアドレス

(3) 留学先・宿泊滞在先

(ア) 住所、電話番号、メールアドレス

(イ) 学校（団体）一行責任者氏名、メールアドレス

(ウ) ホームステイの場合、各滞在先住所、電話番号、メールアドレス

(4) 留学先の日本国大使館・総領事館の住所及び電話番号、メールアドレス

(ア) 外務省ホームページ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/>) を参照。

(参考) 外務省海外邦人安全課：

(代表) 03-3580-3311 (海外邦人安全課各地域担当)

(イ) 休日・夜間緊急時は代表電話にかけ音声ガイダンスに従うこと。

また、教職員間の緊急連絡には、一斉メール配信又は緊急連絡網（電話）を用いることが一般的です。しかし、メールや電話が通じない場合に備えて、上記と同様に複数の手段を確保して複線化しておきましょう。

事故等発生時に連携を取るべき関係機関の連絡先は、いざというときに探さずに済むよう機関名、電話番号、担当者名を一覧にして危機管理マニュアルに記載しましょう。また、緊急連絡網について、変更があった場合はその都度アップデートし、定期的に連絡網が流れるか確認しましょう。

⑤「在留届」や「たびレジ」の登録

危機事象が発生した際には、現地の日本国大使館及び総領事館（在外公館）は、在留届（現地滞在3か月以上の場合）や外務省の海外安全情報配信サービス（たびレジ）への登録情報をもとに邦人の安否確認や必要な支援を行うこととなります。たびレジは、「在留届」提出義務の対象となっていない3か月未満の短期渡航者（海外旅行者・出張者）にも現地での滞在予定を登録していただき、渡航情報などの提供や緊急事態発生時の対応に活用することを目的とするものです。これらを登録することで、最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール等、リアルタイムで現地の安全情報を受け取ることができることから、各学校は、海外留学する生徒に対して、これらの登録の必要性及び手

続き等を十分に周知しましょう。

なお、帰国など「在留届」の記載事項に変更があったときは、必ず提出した大使館・総領事館に帰国・変更の届出を行うことが必要です。

【参考】

「在留届」(外務省)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>



「たびレジ」(外務省)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>



(3) 危険な場所、場面の点検

海外留学において、事前に危険な場所・場面を抽出する上で、過去に留学した生徒、保護者、留学地域から得られる各種ヒヤリ・ハットの情報や過去の事故等の発生に関する情報も貴重です。独立行政法人日本スポーツ振興センターの学校事故事例検索データベース等を参考に事故事例の収集を行うなど、情報を日々蓄積しておき、危機管理マニュアルの定期の安全点検のタイミングなどに合わせて共有・集計し、分析及び管理の対象とすることも有効です。

【参考】

学校事故事例検索データベース (独立行政法人日本スポーツ振興センター)

https://www.jnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzen_school/tabid/822/Default.aspx



学生教育研究災害傷害保険 (学研災) からみた学生生活における事故の傾向と事例 (2016年度~2020年度) (公益財団法人日本国際教育支援協会)

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/jikojirei2022.pdf>



また、危険な場所等を特定した後は、それらを分析することが必要です。実際にどのような事故等や被害が生じるかを具体的に想定し、その発生要因・誘発要因となり得る環境条件、生徒の行動特性から明らかになった環境条件や指導上の課題等に対して、改善策を検討し、実施します。危機管理マニュアルには、こうした海外留学における危険な場所等の分析・管理の方法についても具体的に記載できればなおよいでしょう。

例えば、デモや集会が行われている場所、大きな宗教行事が行われている施設、狭い場所に多数の人が集まっている雑踏、生きた動物を食用として売っている市場などは危険な場所の一つと考えられます。

(4) 海外留学における危機の未然防止対策

海外留学では、危機の未然防止対策が十分になされ訓練も頻繁に実施されている校内での学習状況とは異なり、慣れない土地・状況での安全確保が求められます。そのため、海外留学先での危機管理には、特に周到な準備が必要です。

危機の未然防止対策としては、生徒に対して地域リスクや被災想定、緊急時の行動に関する事前の教育指導を徹底すること等について、危機管理マニュアルに記載して、確実に実施できるようにしましょう。また、「自分の身は自分で守る」ための心構えを生徒が海外に渡航する前に理解させておくことが必要です。

このほか、以下についても留意しましょう。

●当該地域のリスクを事前に調査すること

学校や教育委員会等が主体となる場合には、海外留学計画等を作成する際に、当該地域のリスクをしっかりと調査すること。万が一現地で被災した場合を想定し、できるだけ下見を行うことも考えられます。なお、生徒の体調が悪い場合や天候不良の場合など、留学中のスケジュールを中止する等も事前に考えておくことも必要です。

●危機発生に備えて事前に情報収集すること

海外には治安情勢が極度に悪化していることなどの理由から、渡航を避けるべき国や地域があります。このような「危険な場所には近づかない」ことが安全確保の最も確実な方法であり、渡航先の治安状況や安全対策等について危機発生に備えて事前に情報収集することが重要です。

外務省の海外安全ホームページでは、治安が悪化したり、災害、騒乱、その他の緊急事態が発生したり、その危険性が高まっていると判断される場合に発出される海外安全情報や、国・地域特有の事情（自然災害リスク、医療・衛生事情、交通事情、宗教上の注意点等）等、日本人が海外に渡航するに当たり、知っておくべき安全確保に関する情報を掲載しています。学校は、生徒がこうした情報を十分に収集するよう指導をしましょう。

●班別・クラス別行動中、宿泊中など様々な活動場面におけるリスクの組み合わせを考慮すること

●訪問先等関係者との事前調整、引率教職員・学校との連絡方法、災害等発生時の避難場所・避難方法等に関する事前検討や対策、危機管理のため海外留学中に携行すべき物品、災害時の帰国便の手配など海外留学開始時に確認すべき事項を定めておくこと

万が一渡航先でトラブルが生じた場合には、学校や家族等、信頼できる関係者に相談することができるよう生徒に周知しておくことも必要です。生徒のサポート体制は、送り出す側と受け入れる側が連携した体制を整えることが重要であり、安全を守るために、日本の情報・価値観だけで判断せず、現地の情報やその国・地域で長く暮らしている人たちの話を聞くことも必要です。

< 勘案すべき記載のポイント（例） >

● 海外留学全般における事前検討・対策

- ・ 海外留学先の地域のリスク調査
- ・ 事前の下見において確認すべき事項
- ・ 災害等発生時の避難場所等、近隣医療機関等の確認
- ・ 訪問先・宿泊先等関係者との事前調整
- ・ 各種連絡体制・連携方法

（引率教職員間、引率教職員・学校間、個別活動中の生徒と教職員との間）

- 宿泊、食を伴う活動時における食物アレルギー関係の事前検討・対策
- 海外留学における携行品
- 海外留学開始時の確認事項

< 外務省海外安全ホームページについて >

海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp>



渡航先の国・地域ごとに主なものとして（１）～（５）の情報が盛り込まれています。海外留学計画を立てるにあたっては、これらすべての情報を踏まえることが必要です。

（１）危険情報

当该国・地域において、日本人の「生命・身体」に危害を及ぼす事案が現実存在し、それがある程度継続的に発生している場合、又は、治安等の悪化により、日本人の安全にとって何らかの悪影響が及ぶ可能性がある場合に発出されるもの。

「レベル１：十分注意してください。」

「レベル２：不要不急の渡航は止めてください。」

「レベル３：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」

「レベル４：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」

の４つのカテゴリーがある。

カテゴリーは目安であり、本文に記載されている治安情勢の概況、地域情勢、当該地域にやむを得ず滞在する際の具体的な安全対策等を丁寧に読むことが必要です。一般的にレベル３、４の場合の渡航は選択肢には入らないと考えます。

(2) 感染症危険情報

新型コロナウイルス等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報。

「レベル1：十分注意してください。」

「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」

「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」

「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」

の4つのカテゴリーがある。

感染症危険情報それ自体には、国民の渡航・滞在を制限するような強制力はなく、あくまでもその国・地域の安全対策の目安を示したものの。

(3) スポット情報

過激デモ、全国規模のストライキ等の治安の急激な悪化、武装強盗事件、連続爆弾事件等の突発的な事件、自然災害や感染症の発生、テロの可能性の高まり、外国人を狙った強盗事件のような凶悪・重大犯罪の増加等、特定の国や地域において日本人の安全にかかわる重要な事案が生じた際、あるいは生じる可能性がある場合に速報的に出される情報。ただし、一過性のもは少なく、危険情報の内容の更新につながるものもある。

(4) 広域情報

国際テロ組織の動向、国際的な犯罪事件、感染症等の広域発生等、複数の国や地域にまたがる広い範囲で注意を必要とする事態が生じた際に注意を呼びかけるもの。中でも国際テロ組織の動向に関する情報等は、特定の国や地域に限定できない場合が多いことから、「広域情報」で呼びかけることが一般的であり、「危険情報」「感染症危険情報」「スポット情報」と併せて確認することが必要。

(5) 安全対策基礎データ

各国への渡航・滞在にあたって、その国の防犯やトラブル回避の観点から知っておいた方がよい基礎的な情報を取りまとめたもの。当該国・地域の犯罪発生状況、出入国手続き、滞在時の留意事項、その他風俗、習慣、病気、緊急時の連絡先など安全に関する必要情報が詳細に記載されている。

※ 海外安全アプリをインストールすることで、スマートフォンのGPS機能を利用して現在地及び周辺国・地域の海外安全情報を表示したり、渡航先に対する海外安全情報が発出された場合にプッシュ通知で受信したり、また、各国・地域の緊急連絡先を確認することができる。

(5) 教職員研修

学校においては、学校保健安全法第 27 条に基づく学校安全計画に教職員の研修を位置づけ、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修を行うことが求められます³。海外留学においても、校務分掌中に中核となる教職員を位置づけ、研修の推進役としての役割を担ってもらうなど、校内体制の整備も必要です。

(6) 安全教育

生徒の安全を確保するためには、生徒自身が、危険を予測し、自ら回避することができるような安全教育が非常に大切です。その際、生徒が、相手の国のことをしっかりと知り、どんな危険が潜んでいるか気付き、その危険がどんな事故等を招くのかを予想し、その事故等を避けるためにどのように対応をするかなど、危険を予測し、自ら回避することが必要です。生徒がこれを理解した上で、渡航先の治安状況等に関する十分な知識を身につけ、危険回避できるように指導することが、安全管理の前提となります。

例えば、日本と渡航先の留学先の環境の違いを認識させる、日本の青少年の危険を察知する能力の欠如から生じる問題があることを学ばせる、海外では日本の青少年の無防備な行動が招く危険があることについて認識させることも必要です。

また、文化や慣習の違いにより、生徒が思わぬところで加害者となるリスクもあります。安全教育では、いかなる状況下でも生徒が自ら考えて判断できる能力を育てていかなければなりません。

例えばワークショップ等において、危険を予測したり、考えたり実際にコミュニケーションを取ってみるといような学習、ホストファミリーにいろいろと聞いてみる、現地でいろいろな情報を収集してみるなど主体的に学んでいけるような体験的な事前学習を行うことも重要です。

また、留学生の安全に関する指導は、受け入れ側と一体となって一緒に安全を守らなければいけないという観点が重要です。

本ガイドラインにおける危機管理確認ワークシート、チェックリストなども活用し、事前のオリエンテーションなども含めトラブルの対処法を生徒と一緒に考える取組などを行いましょう。

³ 学校保健安全法第 27 条については、P.19 参照

<危機管理確認ワークシート（例）>

確認事項	内容
①訪問する国	
②訪問する場所	
③訪問期間	
④誰と訪問するか	
⑤訪問する国、場所について事前に調べた内容	
⑥トラブルへの対処法	
⑦連絡先	

(7) 海外旅行保険

①加入の必要性

海外で入院・手術が必要となった場合、医療費が非常に高額になる場合や、家族が留学先を複数回訪問する必要が生じて渡航費用が高額になる場合もあります。また、医療施設・医療水準が日本に比べて著しく低い国では、国外への緊急移送が必要となり、高額な費用が必要となります。こうした事態に備えるため、保険には必ず加入させる必要があります。

また、保険の補償内容は多様であることから、必ず生徒に事前に補償内容を確認させ、どこまでがカバーされているかなど補償対象の事由と免責事由を把握するとともに、保護者にも内容を確認してもらうことが必要です。なお、海外旅行保険の加入は全員が同じものに入る場合、選択肢を尊重する場合と様々ですが、保険の種類により対応できる内容が違ってくることを海外留学前に生徒や保護者が十分理解しておくことが必要です。てんかんや既往症など保険が効かない場合もありますので、そうした場合の対応についても明確にしておきましょう。

学校単位で加入している保険を利用する場合には、研修等で補償内容等について生徒や保護者に周知・確認させることが必要です。また、学校は、生徒や保護者から相談があった場合、保険加入にあたってどのような点に留意すべきか等について、留学形態に応じて助言ができるよう、あらかじめ、過去の事例等も含め、保険会社や代理店等から情報収集しておくことが望まれます。

なお、旅行参加者の中で海外旅行傷害保険に加入を希望しない者については、「自己の意志により保険には加入しない」旨文書で意志表明をしてもらう等の措置を講じておくことも一案ですが、保険証書の控えがない場合、入国できないこともありますので、事前に十分確認しましょう。

②海外旅行保険加入の留意点

海外旅行保険は、「傷害死亡・後遺障害」と、「傷害治療費用」「疾病治療費用」「疾病死亡」「救援者費用」「賠償責任」「携行品損害」等の担保項目で構成されています。

この中で、外国で疾病又は負傷により治療を行う確率は他の項目に比べ比較的高いことや救援チーム派遣に伴う費用も高額なため、「傷害治療費用」、「疾病治療費用」及び「救援者費用」の項目につき、十分な補償内容の海外旅行保険に加入することが不可欠です。

具体的には、海外旅行中に大規模事故等に遭遇した場合、事故等直後の救援チーム派遣費用（移送用航空機(チャーター機)運航費 1～2千万円程度)、移送のための医療チーム派遣費用（数百万円）、医療費（重傷の場合は 1 名につき数百万円に上る可能性もある）等が発生することがあります。

3. 海外留学中の危機管理

海外留学中に事故等が発生した場合には、限られた人員でその対応に当たらなければなりません。まず、引率教職員がいる場合は教職員が中心に対応することが考えられます。引率教職員がいない場合は、現地の留学関係団体や旅行業者、学校関係者や在外公館と緊密に連絡をとり連携していくことが必要です。また、事故等の渦中では、学校に残る管理職等と連絡を取り、その判断の下で対応できるとは限りません。連絡が取れない状況の中では引率教職員や、引率教職員がいない場合は留学生自身が判断を下さざるを得ない場合もあります。

このため、万が一の場合に的確に対応できるよう、具体的な対応を定めて危機管理マニュアルに記載しておくことが必要です。

海外留学の実施前に行った事前検討により、想定される様々な事故等に応じて、その発生等に関する情報をどのように、どこから入手するか、発生した場合に生徒や教職員が身の安全を確保するために取るべき行動（一次避難）や、その後の避難場所・避難経路・避難手段などについて整理し、教職員や生徒の共通認識としておきましょう。なお、事故等が起きた際の情報共有の観点で、事前に保護者から個人情報共有の了解を取っておくことも必要です。

海外留学の行き先に応じて、想定する事故・災害、取るべき行動や避難場所等は異なりますので、それらの情報を記入するフロー図などの様式を定め、留学先のホストファミリーや留学関係団体との事前の情報共有などの連携も含め、海外留学の都度、その内容を事前に記載して引率教職員や留学生自身が携帯する形を取ると有効です。

また、例えば、生徒がグループ別に個別行動を取っていることもありますので、そのような場合に生徒とどのように連絡をとり、安否等を確認するかについても定めて記載しましょう。

事故等発生時は、生徒の負傷の状況や安否情報を収集する必要があります。生徒だけでなく教職員が負傷していることも考えられるため、安否確認できる体制を複数整えておくことや情報の集約については担当を決めて組織的に行う必要があります。学校の電話に問合せが殺到し、使用できなくなることに備え、連絡・通信手段の複線化を図っておきます。

学校との連絡手段や、保護者との連絡体制についても、明確化しておくことが必要です。海外留学先で多くの生徒が被災する事故等に見舞われた場合には、学校から応援教職員を派遣することも必要となりますので、そうした学校側の対応についても危機管理マニュアルに明記しておきましょう。

在外公館は、海外で日本人がトラブルに遭った場合に必要な支援を行うことが最も重要な任務の一つです。トラブルが生じた場合は、迷わずに在外公館に支援・助言を求めるように記載してください。

< 勘案すべき記載のポイント（例） >

- 海外留学中に事故等が発生した（又は、そのおそれがある）場合における引率
教職員・生徒の対応
 - ・ 事故等の発生等に関する情報の入手方法（入手手段・入手先）
 - ・ 身の安全を確保するために取るべき行動、避難場所・避難経路・避難手段等（想定される事故等の種類別にそれぞれ定める）
 - ・ 生徒との連絡・安否確認方法（グループ別行動時を含む）
 - ・ 学校への連絡（連絡手段、連絡責任者等）
 - ・ 在外公館への連絡（外務省ホームページの在外公館リスト等）
- 帰校・帰宅・引渡しの方法、その判断者・判断基準（学校と連絡がつかない場合を含む）
- 海外留学中に事故等が発生した（又は、そのおそれがある）場合における学校の対応
 - ・ 学校設置者等への第一報
 - ・ 保護者への連絡（連絡手段、連絡担当者等）
 - ・ （必要に応じた）応援教職員の派遣

4. 事故等発生後の危機管理

(1) 生徒の心のケア

学校保健安全法第 29 条第 3 項では、学校は、事故等で危害を受けた生徒や心理的外傷など心身の健康に影響を受けた生徒その他関係者について、心身の健康を回復するために必要な支援を行うものとされています。⁴

このため危機管理マニュアルでは、事後対応の一環として、心のケアに関する事項も明確にしておく必要があります。心のケアの必要性などを判断する上で重要な生徒の心身の健康状態を把握する方法・手順について、保護者との連携方法も含めて定めておきましょう。

また、危機発生直後、強いストレスにさらされたことのある子供にトラウマ反応が現れたときの対応方法についても記載しておくこと、教職員がそれを目安に対応することができます。

さらに、具体的な心のケア体制についても、その体制の内容や立ち上げ手順などを定めておきます。学校で心のケアを実施するにあたっては、必要に応じて地域の医療機関、その他の関係機関との連携を図るよう努めることも求められています。心のケア体制については、例えば心理カウンセラーなどの専門家・専門機関等が加わることを可能としておくほか、地域の医療機関等との連携について別途明記しておくことも有効です。

心のケアについては、「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）第 4 章 事故等発生時における心のケアも参考としてください。

なお、心のケアは、普段の授業などにおいて、心のストレスの学習や簡単な対応方法を事前に学習しておくことも必要です。

【参考】

学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm



(2) 保護者の心のケア

事故等で危害を受けた生徒の保護者への支援に当たっては、保護者の心情に配慮した対応を行うことが大切です。保護者への説明は対応窓口を一本化し、説明が矛盾することなく、事実を正確に伝えるようにするとともに、保護者への支援は、継続的に行う必要があります。

心のケアを必要としているのは、生徒だけではないことを理解し、保護者に対しても

⁴ 学校保健安全法第 29 条第 3 項については、P.19 参照

継続的な心のケアを行うよう危機管理マニュアルに記載しておくことが望めます。

(3) 教職員の心のケア

海外における事故等の対応が長引くなどすると対応する教職員や、事故等の対応に当たる教職員などもまた、大きなストレスを抱えることが少なくありません。教職員間でこれを共通の認識にするとともに、教職員の相互支援を基盤とした措置や必要に応じてカウンセリングを講じることができるよう、教職員の心のケアに関しても危機管理マニュアルに記載しておくことが望めます。

(4) 海外における心のケア

海外における心のケアについては、受入校のスクールカウンセラーに相談することも可能です。事前に、例えば通訳が必要かなど受入校の体制について確認をしておきましょう。

また、海外への適応過程で心身の不調が起こりやすい時期もありますので、例えば留学した生徒に定期的に電話をかける等のフォローを行うことなどについてもマニュアルに記載しておくことが望めます。

事故等あったときの、海外での心のケアは、兵庫県こころのケアセンターが提供する「サイコロジカル・ファーストエイド 実施の手引き 第2版」も参考となります。

また、海外における心身の治療あるいは、カウンセリングを受ける機関・窓口のリストとして Group With というサイトも参考となります。

【参考】

「サイコロジカル・ファーストエイド 実施の手引き 第2版」

(兵庫県こころのケアセンター)

https://www.j-hits.org/document/pfa_spr/page1.html



Group With (非営利自主活動グループ)

<https://www.groupwith.info/>



(5) 報道機関への対応

事故等の発生後には、報道機関等から取材を求められることもあります。これに適切に対応することは、無用な混乱、誤解や不信を招かないためにも重要です。報道関係者への対応窓口は、原則として一本化することが必要です。学校設置者等と協議することや、学校で対応する場合には管理職(校長等)を充てることについて、海外留学の場合

についても既存の危機管理マニュアルに加えてください。

また、報道関係者への対応には、様々な留意点があります。被害生徒やその保護者の心情に配慮しつつ正確な事実情報を提供する上で留意すべき事項や、報道関係者との信頼関係を構築する上での留意点、学校現場に混乱を引き起こさないために報道機関に要請すべき事項、取材対応で注意すべき点などは、事前に検討した上で危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

(6) 調査・検証・報告・再発防止等

留学等における事故等について、学校及び学校の設置者は発生原因の究明やそれまでの安全対策を検証し、再発防止策を策定し実施することや、被害生徒の保護者への十分な説明と継続的な支援が求められます。

「学校事故対応に関する指針」（文部科学省 平成28年3月、以下「指針」）では、学校、学校の設置者、地方公共団体が、それぞれの実情に応じて事故等の防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となる内容をまとめています。特に、事故等発生後の調査・検証・報告・再発防止策等については、当該指針を十分に踏まえて危機管理マニュアルに記載してください。

【参考】

学校保健安全法（抄）

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

【参考】

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afiefieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf



学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm



「学校事故対応に関する指針」（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593.htm



1. 危機管理の基本的な考え方

(1) 「自分の身は自分で守る」という基本原則

海外に留学するにあたっては、生徒の皆さんが、「自分の身は自分で守る」、すなわち自己責任という意識をもって、そのため自分自身で情報を収集し、危機を回避することが鉄則です。

海外では日本と違った危険に遭遇する可能性が高い一方、渡航先の治安状況等を皆さんが事前に熟知し、日本にいるときとは意識を切り替えることで多くの事故等を防ぐことができます。引率の教職員や大人がいるときも同じ心構えをもってください。

なお、自己責任の意識は大切ですが、留学中は周りに助けてくれる人たちもたくさんいます。例えば助けを求めたり、相談したりするなど一人で抱えず、発信していくことも大切であることを意識しましょう。

また、危機管理においては、自分の命を守ること、自分の命や安全を最優先にすることを意識しましょう。

(2) 「自分の身は自分で守る」ための心構え

トラブルに巻き込まれないためには、海外においては日本にいるとき以上に自分自身の安全確保について意識して行動することが必要です。外務省が作成する「海外安全虎の巻」等も参照しつつ、特に以下の点については、心掛けておきましょう。

(「海外安全虎の巻」は外務省の海外安全ホームページに掲載されています。

海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp>)

● 危険な場所には近づかないこと

- ・ 例えば、デモや集会が行われている場所、大きな宗教行事が行われている施設、狭い場所に多数の人が集まっている雑踏、生きた動物を食用として売っている市場なども感染症の面から注意が必要です。なお、海外での窃盗や強盗などについて地図上で犯罪の状況を掲載したサイトも参考となります。

【参考】

Crime Map (犯罪発生地図)

<https://spotcrime.com>



<https://communitycrimemap.com>



- 単独行動をしないこと
 - ・単独行動や夜間の暗い場所への立入りが危険を招く事態になりかねないこともあります。
- 多額の現金・貴重品は持ち歩かないこと、目立つ服装や言動は慎むこと、渡航先で有効な危機事象回避の方法を身につけること
- 犯罪にあったら抵抗しないこと
- 見知らぬ人を安易に信用しないこと
 - ・日本人や日本語を話すということだけで安易に信用しないようにしましょう。
- 常に自分の所在を明らかにし、連絡がとれるようにしておくこと
 - ・いつ、どこへ行き、何時頃に戻ってくるかを関係者・ホストファミリーにあらかじめ知らせておくこと、出先でも状況を知らせる習慣をつけることも大切です。
- 交友関係を関係者・ホストファミリーに知ってもらうこと
 - ・渡航先・留学先では好ましい人との交流が身の安全を守る上でも必要です。
- 家族に定期的な連絡をすること
- 現地の法律・社会ルールを守り、宗教、文化等を理解し尊重すること
 - ・受け入れ側が何を考えてどのように生活しているか真剣に耳を傾けて、行った先で不安に思うことは躊躇せずに確認することも必要です。
- 滞在先の法律遵守はもちろんのこと、薬物使用や未成年の飲酒など日本国内の法律に抵触する行為は行わないこと
 - ・飲酒、性的な行動、薬物、暴力行為等思わぬことで警察による取締の対象にならないよう行動しましょう。
 - ・ホームステイ先や友人等の個人情報や誹謗中傷等をネットに載せる等によりプライバシー侵害や名誉毀損で場合によっては訴えられることも考えられますので、軽率な行動は慎むようにしましょう。
- 言葉の遣い方に注意すること
 - ・例えば「死んだ方がましだ」などの言葉は、語学力不足のため現地の人をびっくりさせたり、自殺志向があると誤解を与えたりする場合があります。

2. 海外留学前に準備しておくべき事項

(1) 危機等に関する情報収集のためのツール・活用方法

皆さんが、渡航先の決定や渡航中の旅行等の計画を立てる場合は、渡航先の危険情報を十分に把握した上で、危険地域への渡航を控えることも大切です。やむを得ず危険が高まっている地域に滞在する際には外出を必要最小限に止めるなど、危機事象を回避することが求められます。外務省の海外安全ホームページを参考に事前に情報を十分に収集しましょう。

また、外務省の海外安全アプリは、スマートフォンの GPS 機能を利用して現在地及び周辺国・地域の海外安全情報を表示することができます。また、任意の国・地域を「MY 旅行情報」機能から選択することで、その国・地域に対する海外安全情報が発出された場合にプッシュ通知で受信することができ、また、各国・地域の緊急連絡先を確認することができますので是非活用してみてください。

【参考】

海外安全アプリ（外務省）

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html



(2) 海外留学中の連絡先等の登録

皆さんの海外留学中に不測の事態が発生することも考えられることから、留学中は常に所在を明らかにするとともに、学校や家族等、日本国内の緊急連絡先の登録など連絡方法を確保しておきましょう。

また、外務省海外旅行登録「たびレジ」は、留学日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の緊急一斉通報によるメールなど安全に関する情報を受け取れるのみならず、いざというときの安否確認の連絡などを受け取ることができます。複数のメールアドレスを登録することで、皆さん自身のみならず、保護者や親族、さらには所属する学校等も、皆さんの渡航先における安全に関する情報を受け取ることができます。メールアドレスと国・地域を指定するだけで、対象国・地域の最新海外安全情報メール、在外公館が発出する緊急一斉通報を入手できる簡易登録もありますので渡航前でも確認してみてください。

【参考】

「たびレジ」（外務省）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>



3. 事故等に巻き込まれた場合の対応

皆さんが海外留学中に事故等に巻き込まれた場合（特に生命・身体が危険にさらされるような事態に巻き込まれた場合）には、まずは現地の在外公館に連絡することが重要です。

海外留学前に皆さんの渡航先の在外公館の連絡先を確認しておきましょう。在外公館は皆さんの安全を守ってくれる国の施設です。気軽に駆け込める、あるいは連絡していただける場所ですので、是非相談をしてみてください。

また、危機事象が発生した際には、皆さんが日本で在籍する学校がある場合、緊密に連絡をとることも必要です。学校が休日の場合、日本時間で夜間の場合もありますので、そうした状況を踏まえた連絡先を確認しておきましょう。

皆さんが事故等に巻き込まれた際、その事実や状況を日本国内の保護者の方だけが把握している場合もあるかと思います。そのような場合、学校が組織として対応した方が、対応範囲が広がり、保護者の負担が軽減されますので危機事象が発生した際には学校等に連絡してもらえよう、皆さんから保護者にも伝えるようにしましょう。

4. 健康管理

(1) 健康管理

皆さんの渡航先の気候により体調を崩すケースや、現地の水や食事が身体に合わず、下痢や便秘をおこす例などもあります。生活環境が違う海外では体調を崩しやすくなるため、健康の自己管理ができるようにしておくことが大切です。特に、衛生状態の悪い国では、生水や生ものは病原体に感染する原因にもなりますので注意しましょう。

普段から服用している薬や既往症などある場合、薬の内容、成分を自分の言葉でしっかり説明できるようにしたり、英文で記載した文書や診断書を持参したりすることで、空港検疫や現地での不測の事態へ対応することができます。薬については、日本語と英語で薬剤の解説がある一般社団法人くすりの適正使用協議会が提供する「くすりのしおり」というサイトも参考となります。

このほか、時差からくる睡眠不足が体調不良を招く場合もあります。時差の大きい地域へ行く場合は、2～3日前から旅行先の時刻を意識した生活をするなどの対策も心掛けましょう。

また、留学先で言葉が通じなかったり、習慣が違ったりすることが原因で、精神的なストレスがたまってしまう場合もあります。例えばカルチャーショックが原因となる場合は、事前に渡航される前の心構えとして、留学先の文化や習慣などを把握しておくことで対応できることもあります。なお、外務省のホームページでは人に言えないような悩みなど、日本語によるチャット・SNS 相談等について案内しておりますので参考にしてみてください。

【参考】

くすりのしおり（一般社団法人くすりの適正使用協議会）

<https://www.rad-ar.or.jp/siori/>



孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ（外務省）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>



<補足> 具合が悪いときの対応

下痢をした際には、まず脱水にならないよう水分と電解質を補うように留意します。経口補液（薬局でORSといえは通じることが多い）あるいはスポーツ飲料に少し塩分を足したものを摂取します。

また、下痢症状で医療機関を受診すべき場合は以下を参考ください。

・発熱のあるとき：

感染性の下痢の可能性があり、処方箋の必要な薬を服用することになります。また、脱水が一定程度を越え、点滴が必要な場合もしばしば発熱します。

・全身脱力などで自力で水分が摂れないとき：

放置すれば重度の脱水により生命にかかわることもあります。点滴が必要です。

このほか、インフルエンザやコロナなど呼吸器疾患で救急車を呼び緊急に受診すべきサインは以下を参考ください。

・脳炎をうたがわせる場合：わけのわからない事を言う、時間や場所や人物の認識が不確かなときは意識障害を示唆するサインですから、すぐに救急車の手配やホストファミリー・受入団体等への連絡が必要です。

・肺炎をうたがわせる場合：呼吸困難感、爪や顔色が蒼白など、体が十分に酸素をとれていないサインですから、すぐに救急車の手配やホストファミリー・受入団体等への連絡が必要です。

(2) 感染症等対策

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、留学生交流にも大きな影響を及ぼし各国において出入国や行動制限措置が取られ、日本への帰国にも支障を来す事案が発生しました。皆さんが、渡航される前には、必ず海外安全ホームページで最新の新型コロナウイルスの感染状況や入国制限、入国後の行動制限に関する状況を確認するとともに、感染症危険レベルが発出されている国・地域への渡航には注意してください。

また、ワクチン接種や陰性証明書の必要性など、コロナ対応について事前に確認しておくことも必要です。

新型コロナウイルス感染症以外にも、海外では、日本ではほとんど心配のない感染症や風土病が流行しているところもあります。

特に熱帯地域では、近年、中南米やアジア地域などで流行しているジカウイルス感染症や、黄熱、マラリア、デング熱など、ウイルスをもった蚊に刺されることで感染するものもあります。また、感染症の中には、アフリカ地域などでの流行が見られるエボラ出血熱や、ヨーロッパでも感染が確認されているクリミア・コンゴ出血熱など、感染すると生命の危険を脅かされるものもあります。感染症の流行や地域特有の風土病については、事前に外務省海外安全ホームページや厚生労働省検疫所ホームページ等で情報収集し、それぞれの病気に応じた対策についても確認をしてください。黄熱の予防接種証明書（イエローカード）を携帯していないと入国できない国や、複数の国を渡航する場合に予防接種証明書の提示を求められる国もありますので注意してください。

<対策>

- ・日本を出発する前に必要な予防接種を行っておくこと。数回の接種が必要な予防接種もあるので、余裕をもった接種日程を検討しましょう。
- ・動物・蚊やダニ等が媒介する感染症については、感染しないための対策をとること（予防薬、蚊帳、防虫スプレー、肌を露出させない長袖の着用など）。また、むやみに動物に触れないこと。

【参考】

- ・厚生労働省検疫所

<https://www.forth.go.jp/index.html>



- ・世界の医療事情（外務省）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>



- ・アメリカ疾病予防管理センター（CDC）

<https://www.cdc.gov/>

海外の健康情報や健康リスク情報が収集できる。



- ・Fit for Travel

<https://www.fitfortravel.nhs.uk/home>

健康リスク情報やその対策について情報収集できる。



- ・特定非営利活動法人 JAMSNET 東京

<https://www.jamsnettokyo.org>

治安情報、感染症情報など情報収集できる。



参考資料編

1. トラブル等の事例と対策

●スリ、詐欺、強盗

ソフトクリームを食べながら歩いてきた人がぶつかってきて、服にクリームがついた。その人は親切そうにふき取ってくれたが、後で気がつくともポケットから財布がすられていた。

<対策>

犯罪者は「犯行の標的」の隙をうかがっています。自分のことをじっと見ている人がいないか周囲に気をつけましょう。見知らぬ人から不審な行為をされた場合には、貴重品から目や手を離さないようにし、毅然とした態度で対応することが重要です。

わざとぶつかってのスリ、詐欺、強盗は、ソフトクリームその他、ホットドッグのケチャップの場合や、赤い色のついた水を高価なワインとして弁償を要求するケース、眼鏡をわざと落として壊すことで弁償を要求するケースもあります。

●置き引き

空港の到着ロビーで、チェックイン時に預けたスーツケースをターンテーブルに取りに行っている間に、カートに置いたカバンを置き引きされた。

<対策>

カバンはいつも手から離さず、やむを得ず手を離しても体に触れるように置きましょう。両足の間にも置いて、足に触れていなければ盗まれてもわかりません。

●性被害となるトラブル

リゾート地にある語学学校に留学中、仲良くなった男性と食事をし、深夜になって宿泊先までこの男性の車で送ってもらう途中で性行為を強要された。

<対策>

過度な肌の露出を避け、外国人からのアプローチに浮かれないようにしましょう。日本人や日本語を話すというだけで信用しないようにしましょう。性被害は異性間だけではなく、同性間や身近な間柄でも起こりえます。安易に二人きりにならない、ハッキリ「ノー」と断り、相手に付け入る隙を与えない、親切そうに声を掛けられても、見知らぬ人の家に食事に行ったり、泊まったり、車に乗せてもらったりしないことも重要です。

→性犯罪の被害に遭ってしまった場合、妊娠の他に性感染症の危険もありますので、必ず病院を受診してください。また現地警察に届け出る必要があります。日本国大使館・総領事館はケースに応じたアドバイスもできますので、相談することをお勧めします。

●山での事故

登山・トレッキングなどの際に、高山病になった。天候の急変などにより遭難した。武装強盗集団に襲われた。



<対策>

無理な登山スケジュールは避けましょう。登山・トレッキングをする際は、複数人で行動し、必ず登山者名簿に記名し、入山・入域登録をするなど、第三者にも行動が把握できるようにしておきましょう。具合が悪くなったら、無理せず、すぐに下山しましょう。

●海や川での事故

マリンスポーツやカヌーやラフティングを楽しむつもりで、海や湖、川で溺れた。



<対策>

ビーチでの海水浴だけでなく、マリンスポーツにおいても不慮の事故が発生しています。海水が澄み、砂浜も美しく、見た目では決して危険な海と思えなくても、水深によって温度差が激しい、潮の流れが非常に速いといった危険な海はたくさんあります。また河川でのカヌーやラフティングなどにおいても川底が浅い、流れが急、岩場が多い等、初心者には大変難しいものもあります。

アウトドアスポーツの中には、怪我をした際、保険ではカバーされない危険なスポーツとして位置づけられているものもあります。特に初心者は、実施の際の判断材料の一つにするとともに、事前に保護者の同意書の提出が必要となるスポーツもありますので、事前に活動内容をしっかり確認するようにしましょう。また少しでも危険を感じたら、危険を伴うアウトドアスポーツは控えた方が良いでしょう。

なお、遊泳に適さない場所での遊泳は絶対に避けてください。

●大麻などの薬物

カナダ、ウルグアイ、アメリカの一部の州など大麻が合法化されており、肌にも良く痩せられると聞いた。



一部の国等で大麻が合法化されているのは、「安全である」と認めているわけではなく、合法化の理由は、「犯罪組織による流通を防ぐ」や「合法化した方が管理ができる」等の理由からです。大麻にはテトラヒドロカンナビロール（THC）という脳に作用する成分が含まれていて、乱用すると時間や空間のゆがみ、集中力がなくなり、情緒が不安定になります。「大麻は他の薬物より安全、害がない」などの誤った情報を十分に理解せずに受け入れ、軽い気持ちで大麻を使用してしまうことは大変危険です。友達も含めた人間関係において、大麻やマリファナなどに誘われる恐れもあります。大麻も含め、薬物には一切関与しないようにしてください。

●ホストファミリーとのトラブル

欧米の国に行ったのに、ホストファミリーがアジア系でイメージが違った。ホストファミリーに自分の思いをうまく伝えることがうまくできず、部屋に閉じこもってしまったら「ホテルのように使われているみたいだ」と言われた。



ホストファミリーとの間で何か問題が起こっているときは、相手に対する感謝と尊敬の念を忘れず、率直に話し合い、問題を解決しようと努力することが大切です。どうしても話せない場合には、紙に書き出してみるのも一つの方法です。言語によっては、日本語を自動翻訳してくれるソフトや機器もあります。思っていることを素直に伝え、お互い過ごしやすい環境を作ることを一緒に考えましょう。

●ジェンダーについて

留学先の国の公共トイレが、性別に関係なく使用できる「オールジェンダートイレ」で「女性用」、「男性用」の表示がなく利用を戸惑ってしまった。



性別にかかわらず利用できるオールジェンダートイレは、アメリカやヨーロッパを中心に日本でも広がりつつあります。海外の文化や習慣、考え方など事前に認識することで、柔軟性をもって留学生活に適応できるようにしましょう。

●飲酒について

留学先の国では、16歳から飲酒が認められたため、飲酒を進められて、飲んでしまった。



留学においては受入国や受入地域の法律に従うことが必要ですが、アルコール飲料を乱用したり、短時間に多量の飲酒をしたりすることは、大変危険で、急性アルコール中毒を起こし死に至ることもあります。このため、日本国内の法律に抵触する飲酒はしないようにしましょう。

また、公共の場での飲酒が禁じられている場合などにおいて、グループで飲酒をしていて、本人が飲酒をしていなくても捕まる場合もありますので十分に注意しましょう。

●写真撮影

空港の近辺で飛行機の離陸シーンを撮影しようとしていたところ、警察官に身柄を拘束された。



多くの国では、軍事施設をはじめ、駅や橋梁、港湾、空港、政府関連施設など保安上重要な施設の撮影を制限しています。あらかじめ撮影が制限されている場所を確認しておくことも必要です。本人は違うものを撮影していても、撮影制限対象の近くで撮影していることを以て、禁止行為とみなされることもありますので気をつけましょう。

●動物に咬まれる

留学先で生きた動物を売っている市場の見学に行った際、動物に咬まれてしまった。



例えば狂犬病は、感染した動物に咬まれたり、引っかかれたりすることで感染します。ペットも含め、むやみに犬や猫、その他の動物に手を出さないようにしましょう。狂犬病は一旦発症すれば効果的な治療法はなく、ほぼ100%の方が亡くなります。万一、咬まれてしまった場合、直ちに十分に石けんを使って水洗いし、その後、すぐに医療機関で傷口を治療し、ワクチン接種をします。帰国時には検疫所（健康相談室）に相談しましょう。

●盗難や紛失

留学先で荷物から目を離したすきに、パソコンを盗まれた。ホームステイ先の鍵をなくしてしまった。



盗難や紛失などの被害にあったら、まず現地の警察に被害の事実を届け出て、被害届の受理書（ポリスレポート）を受け取りましょう。この書類は保険請求などの際に必要です。なおクレジットカードやスマートフォンを盗まれた場合は、不正使用や個人情報流出の恐れがあるため、至急クレジット会社や電話会社に連絡し、無効手続きを行うようにしましょう。

2. 学校が確認しておくべきチェックリスト

学校／教育委員会等向け

○ 学校の危機管理マニュアルにおける海外留学について

- 学校の危機管理マニュアルにおいて海外留学に関する内容を示しているか。

○ 事前の危機管理

- 学校において、海外留学における危機管理に応じた体制が整備されているか。また、留学関係団体や国の機関等との綿密な情報共有が可能となっているか。

- 休暇中や夜間を含めた生徒からの緊急連絡を受けられる体制整備をしているか。

- 生徒が事故等に巻き込まれた場合の在外公館を通じた情報収集や現地における情報収集ができる体制を整備しているか。

- 渡航先での連絡先や国内の緊急連絡先を登録するよう指導しているか。危機事象が発生した場合に備え、留学中は常に所在を明らかにするよう、留学前に生徒に指導しているか。

- 渡航先での連絡先、国内の緊急連絡先の登録方法等について具体的に指導しているか。

- 生徒が事件・事故に巻き込まれた場合に連絡が取れるよう渡航先の最寄りの在外公館の連絡先を把握しているか。

- 海外留学において、事前に危険な場所・場面の点検を行っているか。

- 海外留学における危機の未然防止対策を行っているか。

- 海外留学における安全面に関する教職員研修や生徒に対して、「自分の身は自分で守る」ための心構えについて指導する機会を設けるなど安全教育を行っているか。

- 海外旅行保険に加入させているか。その際に補償内容を確認し、保護者にも共有させているか。

- 海外旅行保険の加入にあたって生徒や保護者に対して学校において助言できるような体制が整備されているか。

○ 海外留学中の危機管理

危機事象発生時に渡航中の生徒に情報の伝達、注意喚起、安否確認ができるよう連絡ルートを確認しているか。

生徒が事故等に巻き込まれた場合、家族との連絡や必要なサポートを行う体制を整備しているか。

○ 事故等発生後の危機管理

事故等に巻き込まれた生徒や保護者、教職員、周囲にいる生徒に対してもケアできる体制が国内外において整備されているか。

外部からの問い合わせへの対応のルールを定めているか。対応窓口を一本化しているか。

3. 生徒自身が確認しておくべきチェックリスト

生徒／保護者向け

○「自分の身は自分で守る」という心構え

渡航先の治安状況等を生徒自身が事前に熟知し、日本にいるときとは意識を切り替えることにより事故等を防ぐことができることを理解しているか。

「自分の身は自分で守る」ための心構えとして、危険な場所には近づかないことや、単独行動を行わないことなどを認識しているか。

○留学前に準備しておくこと

留学計画の渡航先を決定する上で、渡航先の危険情報を把握する必要性や外務省の海外安全ホームページ等情報収集のためのツールを把握しているか。

危機事象が発生した場合に備え、留学中は常に所在を明らかにすることを認識しているか。渡航先での連絡先や国内の緊急連絡先を登録しているか。

事故等に巻き込まれた場合に連絡が取れるよう渡航先の最寄りの在外公館の連絡先を把握しているか。

○健康管理について

事前の健康管理として、海外の衛生状態や留学先の文化や習慣などを把握しているか。

○感染症等への対策について

感染対策として、ワクチン接種や陰性証明書の必要性などを事前に確認、対応をしているか。

「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」の策定に関する検討会設置要綱

令和4年12月14日

総合教育政策局長決定

1. 趣旨

グローバルに活躍する人材育成の観点から、海外留学の重要性が高まっており、第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）では、「2022年度の日本人高校生の海外留学生数を6万人とする」目標を掲げている。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により海外留学生数は激減していたが、各国の水際対策の緩和などを踏まえ、海外留学も回復の兆しを見せている。

生徒が日本を離れ、海外で生活する上では、怪我、疾病、盗難、自然災害などの様々なリスクが存在し、また、昨今の治安情勢や新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大などの状況を踏まえると、危機事象を予見して回避することがより難しい状況にある。

これまで以上に多様な危機事象が発生しうる状況を踏まえると、改めて渡航する生が事前に十分な安全管理の意識をもって、留学することが重要であり、各高等学校等において、留学前に安全への意識啓発や危機管理体制の整備など、事故・事件等に関する未然防止の取組を十分行うことが必要である。

このため各高等学校等がそれぞれの実情に応じて、海外留学に関する危機管理マニュアルの見直しや充実、体制整備、事故発生の防止などに適切に取り組む上で、参考とすることを目的に本ガイドラインを作成する。

2. 検討事項

- (1) 「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」の策定に関する検討
- (2) その他、高等学校における海外留学の促進のために検討することが必要な事項

3. 実施方法

別紙の協力者の協力を得て、2に掲げる事項について検討を行う。なお、必要に応じて、別紙以外の関係者の協力を得ることができる。

4. 実施期間

協力者の委嘱期間は、委嘱の日から翌年度の3月31日までとする。

5. その他

- (1) 検討会の庶務は、総合教育政策局国際教育課国際理解教育係において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営に際し必要な事項がある場合には別に定める。

(別紙)

「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」の策定に関する
検討会協力者一覧

江夏 啓子 公益財団法人 YFU 日本国際交流財団専務理事
勝田 吉彰 関西福祉大学教授
河野 淳子 公益財団法人 AFS 日本協会理事・事務局長
竹田 洋志 鳥取大学教育支援・国際交流推進機構国際交流センター准教授
多田 聖子 徳島県立穴吹高等学校教頭
千葉 信一 一般社団法人日本旅行業協会海外旅行推進部副部長
三角 崇人 外務省領事局海外邦人安全課長
森本 晋也 岩手県立図書館長
(前文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室安全教育調査官)

※ 50 音順